

新	旧
<p>外貨送金サービス規定(法人のお客さま)</p> <p><u>お客さまは、住信 SBI ネット銀行(以下「当社」といいます。)</u>と外貨送金サービス(以下「本サービス」といいます。)<u>にかかると取引を行う場合は、この規定(以下「本規定」といいます。)</u>における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定に従うことに同意するものとします。</p> <p>第1条(適用範囲) 本サービスによる次の各号に定める外貨送金については、本規定により取扱います。 (1)～(2) 略</p> <p>第2条(定義) 本規定における用語の定義は、次のとおりとします。 1.～4. 略</p> <p>第3条～第12条 略</p> <p>第13条(規定の準用) <u>本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社 WEB サイトへの掲示により告知します。</u></p> <p>第14条 略</p> <p>第15条(規定の変更) <u>当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社 WEB サイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。</u> <u>(1)変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。</u> <u>(2)変更の内容が、本規定に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。</u></p>	<p>外貨送金サービス規定(法人のお客さま)</p> <p>(追加)</p> <p>第1条(適用範囲) <u>外貨送金(WEB 受付方式)サービスによる次の各号に定める外貨送金サービスについては、この規定により取扱います。(1)～(2) 略</u></p> <p>第2条(定義) <u>この規定における用語の定義は、次のとおりとします。</u> 1.～4. 略</p> <p>第3条～第12条 略</p> <p>第13条(規定の準用) <u>送金依頼人による送金依頼に基づき送金資金等を代表口座外貨普通預金から振替える場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定により取扱います。また、この規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定などにより取扱います。当社の規定は、当社 WEB サイト上に掲示します。</u></p> <p>第14条 略</p> <p>第15条(規定の変更) <u>当社は、この規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を事前に通知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。また、当社は、いつでもこの外貨送金サービスの取扱いを廃止することができます。廃止するにあたり相当な期間をもってお客さまに事前に通知したうへは、お客さまに損害が生じても、当社は責任を負いません。</u></p>